

おくやみコーナー
ご案内

国分寺市

令和8年1月作成

目次

おくやみコーナーのご案内	P. 1
市役所での手続きチェックリスト	P.2～3
市役所での手続き概要	P.4～31

おくやみコーナーのご案内

国分寺市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を開設しています。

おくやみコーナーでできること

- 必要な手続きをまとめてご案内できます。
対象手続きの整理をお手伝いし、担当課をご案内することができます。
- 書類の記入が省略できます
一部の手続きは、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。
※ご案内した結果、後日手続きが発生する場合があります。

おくやみコーナー予約方法

ご予約は、必ず、以下の方法をお願いします。

※窓口は、平日の9時～、10時30分～、1時～、2時30分～です。

●電話予約

電話番号：042-312-8615

予約受付：土・日・祝日・年末年始を除く9～12時、13時～16時

●WEB予約：おくやみコーナー予約フォーム



国分寺市市民生活部市民課 おくやみコーナー
場所：国分寺市役所1階 相談室

市役所での手続きチェックリスト

区分	<input type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っていた	P.4
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入、または受給していた	P.5
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入、または受給していた	P.6
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入、または受給していた	P.7
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8～9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10～11
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.12
	<input type="checkbox"/>	高齢介護サービス費等の給付対象となっていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険料が発生していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	要介護（要支援）認定申請中の場合	
高齢	<input type="checkbox"/>	在宅サービスを利用していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	地域バス、訪問理・美容券を利用していた	
福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	「特定医療費（指定難病）受給者証」「マル都医療券」を交付されていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療（精神通院医療）受給者証を交付されていた	
子ども	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	ひとり親の手当を受給していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成医療証を交付されていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	子どもが認可保育園を利用している	
	<input type="checkbox"/>	子どもが認可外保育施設・幼稚園等を利用しており、利用給付認定を受けている	P.22
<input type="checkbox"/>	学童保育所を利用している	P.23	

市役所での手続きチェックリスト

区分	<input type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
大気汚染	<input type="checkbox"/>	大気汚染医療費助成制度に係る医療券を持っている	P.24
税金	<input type="checkbox"/>	税金の納付が済んでいない	P.25
	<input type="checkbox"/>	市内に固定資産を持っていた（相続登記が済んでいない）	P.26
	<input type="checkbox"/>	市内に未登録家屋を所有していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.27～P.28
農地	<input type="checkbox"/>	市内の農地を相続した方	P.29
住宅	<input type="checkbox"/>	空き家を相続される場合	P.30
見舞金	<input type="checkbox"/>	交通事故により亡くなられた	P.31

1 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納

手続き詳細	期限
亡くなられた方がマイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止されます。マイナンバーカードは返納または破棄してください。破棄する場合は、ハサミなどで、細かくしてから処分してください。住民基本台帳カードは返納してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課窓口係 ☎ 042-312-8604

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納または破棄

手続き詳細	期限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録（カード）は無効となりますので、返納または破棄してください。破棄する場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課窓口係 ☎ 042-312-8604

2 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

手続き

必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。</p> <p>※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。なお、受給していた年金が不明な場合は、立川年金事務所へお問い合わせください。</p>	<p>すみやかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>問い合わせ先にご確認ください</p>
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	<p>保険年金課保険年金係</p> <p>☎ 042-312-8607</p> <p>立川年金事務所</p> <p>☎042-523-0352</p>

MEMO

3 年金に関する手続き

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	問い合わせ先にご確認ください
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた


手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎042-312-8612

3 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書（被保険者証）の返納

手続き詳細	期限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書（被保険者証）を回収しています。</p> <p>※返納が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。</p> <p style="text-align: center;">※オンライン申請の方</p> 	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書（被保険者証）	<p>保険年金課資格・保険料係</p> <p>☎ 042-312-8608</p>

手続き② 国民健康保険葬祭費の申請

手続き詳細	期限
<p>被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。</p> <p>※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後に国民健康保険を有していても3か月以内にお亡くなりになった場合には、以前に加入していた健康保険組合等から埋葬費が支給されますのでお問い合わせください。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭を行った方</p>
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 葬祭の領収書またはこれに代わるもの <input type="checkbox"/> 葬祭費支払者の払込口座がわかるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	<p>保険年金課給付・年金係</p> <p>☎ 042-312-8607</p>

3 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 高額療養費支給申請

手続き詳細	期限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合は、被保険者に代わって申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 相続人の振込口座がわかるもの（預金通帳） <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	保険年金課給付・年金係 ☎ 042-312-8607


手続き④ 国民健康保険送付先変更届の提出

手続き詳細	期限
亡くなった方が世帯主だった期間の国民健康保険の資格・給付・保険税に関する通知を送付いたします。	14日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ必要書類をお送りします。	保険年金課資格・保険料係 ☎ 042-312-8608


3 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格喪失届書の提出

手続き詳細	期限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、資格の喪失及び送付先登録の届出が必要です。</p> <p style="text-align: center;">※オンライン申請の方</p> 	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族・成年後見人等</p>
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療費資格確認書 <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類	<p>保険年金課資格・保険料係</p> <p>☎ 042-312-8608</p>

手続き② 葬祭費の補助申請

手続き詳細	期限
<p>被保険者が亡くなられたときは、申請により葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）を支給いたします。</p> <p style="text-align: center;">※オンライン申請の方</p> 	<p>葬祭を行った日の翌日から2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭を行った方</p>
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 葬祭の領収書またはこれに代わるもの <input type="checkbox"/> 葬祭費支払い者の振込先口座がわかるもの（通帳等）	<p>保険年金課給付・年金係</p> <p>☎ 042-312-8607</p>

3 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 高額療養費等の支給申請

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなり、高額療養費等の支給（申請済のもの、未申請のもの）ができなかった場合は、被保険者に代わって相続人が申請できます。 ※診療月から3か月以上経過後に通知があることもあります。	2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 被保険者と相続人の関係を確認できるもの（戸籍謄本等のコピー） <input type="checkbox"/> 相続人の振込先口座がわかるもの（預金通帳）	保険年金課給付・年金係 ☎ 042-312-8607

MEMO

4 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返納

手続き詳細	期限
介護保険被保険証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、それぞれ返納してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証	高齢福祉課介護保険係 ☎042-312-8639

高額介護サービス費等の給付対象となっていた

手続き 振込先口座の変更

手続き詳細	期限
生前利用していた介護サービスの費用について、亡くなってから数か月後に高額介護サービス費等が給付される場合がありますので、本人以外の振込先口座へ変更してください。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込先口座がわかるもの	高齢福祉課介護保険係 ☎042-312-8638

4 介護保険に関する手続き

介護保険料が発生していた

手続き

相続人による介護保険資格喪失届の提出

手続き詳細	期限
介護保険料の追徴又は還付等の介護保険に係る通知を送付する場合がありますので、介護保険資格喪失届をご提出ください。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	高齢福祉課介護保険係 ☎042-312-8639

要介護（要支援）認定申請中の場合

手続き

要介護（要支援）認定申請の取下の届出

手続き詳細	期限
要介護（要支援）の認定申請中の場合は取下げの手続きが必要です。手続きに当たり、必ず事前にケアマネージャーにご相談をお願いします。また、取下げ書のご提出の前に、下記の担当までご連絡をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ
なし	高齢福祉課介護保険係 ☎042-312-8640

5 高齢サービスに関する手続き

在宅サービスを利用していた

手続き

資格喪失・変更の届出

手続き詳細	期限
高齢者等紙おむつ等支給事業、はいかい高齢者等家族支援サービス事業、高齢者救急通報システム事業、寝具乾燥洗濯消毒サービス事業、高齢者生活支援ヘルパー事業をご利用の場合は、手続きをお願いします。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 担当窓口にお問い合わせください	高齢福祉課 計画・事業推進係 ☎042-312-8637

地域バス、訪問理・美容券を利用していた

手続き

地域バス無料乗車許可証、訪問理・美容券の返却

手続き詳細	期限
地域バス無料乗車許可証（ぶんPass）、訪問理・美容券をご利用の場合は、返納をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 地域バス無料乗車許可証（ぶんPass） <input type="checkbox"/> 訪問理・美容券の未使用分	高齢福祉課 計画・事業推進係 ☎042-312-8637

6 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期限
<p>亡くなられた方が身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、返還の手続きが必要です。</p>	すみやかに
	<p>手続き可能な人</p>
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 都営交通無料乗車券（ある場合のみ） <input type="checkbox"/> 民営バス運賃割引証（ある場合のみ）	<p>障害福祉課生活支援係 ☎042-312-8631</p> <p>障害福祉課相談支援係 ☎042-312-8632</p>

手当を受給していた

手続き

「障害児福祉手当」「特別障害者手当」「重度心身障害者手当」「心身障害者福祉手当」「心身障害者特例福祉手当」「特殊疾病者福祉手当」資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払金手当請求書の提出）

手続き詳細	期限
<p>死亡月をもって受給資格が喪失しますので、異動届の提出が必要です。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</p> <p>※重度心身障害者福祉手当以外は、同居または同一世帯の親族が請求することができます。</p>	すみやかに
	<p>手続き可能な人</p>
	親族
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、同居の相続人等の振込先口座がわかるもの	<p>障害福祉課生活支援係 ☎042-312-8631</p>

6 福祉（障害）に関する手続き

「特定医療費（指定難病）受給者証」「マル都医療券」を交付されていた

手続き

「特定医療費（指定難病）受給者証」「マル都医療券」の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が「特定医療費（指定難病）受給者証」または「マル都医療券」をお持ちだった場合、返還の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の「特定医療費（指定難病）受給者証」または「マル都医療券」	障害福祉課生活支援係 ☎042-312-8631

自立支援医療（精神通院医療）受給者証を交付されていた

手続き

受給者証の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちだった場合、返還の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療（精神通院医療）受給者証	障害福祉課相談支援係 ☎042-312-8632

7 子どもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き	特別児童扶養手当資格喪失届の提出、未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出
-----	---

手続き詳細	期限
死亡月をもって受給資格が喪失します。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、児童の振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し	子ども子育て支援課 手当助成係 ☎042-312-8652

【児童が亡くなられた場合】

手続き	特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出
-----	---------------------------

手続き詳細	期限
死亡月をもって受給資格が喪失します。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ
なし	子ども子育て支援課 手当助成係 ☎042-312-8652

7 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更手続き	
手続き詳細	期限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未払いの児童手当の支給及び、受給者変更の手続きが必要です。 公務員の方は勤務先にお問い合わせください。	亡くなった日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者または対象児童を監護・養育する方
必要なもの	問い合わせ
【受給予定者】 <input type="checkbox"/> 健康保険証情報のわかるもの <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 【児童】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※ご世帯の状況により、その他の書類が必要になる場合があります。詳しくは子ども子育て支援課に事前にお問い合わせください。	子ども子育て支援課 手当助成係 ☎042-312-8652/8653

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給資格の変更手続きまたは消滅手続き	
手続き詳細	期限
手当の支給対象の児童が亡くなられた場合、資格の変更または消滅等の手続きが対象です。	すみやかに
	手続き可能な人
	児童の保護者または対象児童を監護・養育する方
必要なもの	問い合わせ
なし	子ども子育て支援課 手当助成係 ☎042-312-8652/8653

7 子どもに関する手続き

ひとり親の手当を受給していた

手続き

受給者変更手続きまたは消滅手続き

手続き詳細	期限
<p>受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要です。ご相談ください。受給対象児童が亡くなられた場合は、資格の消滅、または手当額変更の手続きが必要です。</p>	<p>【児童扶養手当】 死亡日から14日以内</p> <p>【児童育成手当】 死亡日から15日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>児童の保護者または対象児童を監護・養育する方</p>
必要なもの	問い合わせ
<p><input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類</p> <p>【受給予定者】</p> <p><input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード</p> <p>【児童】</p> <p><input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード</p> <p>※ご世帯の状況により、その他の書類が必要になる場合があります。詳しくは子ども子育て支援課に事前にお問い合わせください。</p>	<p>子ども子育て支援課 手当助成係 ☎042-312-8652/8653</p>

MEMO

7 子どもに関する手続き

子ども医療費助成医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、変更手続き	
手続き詳細	期限
子どもの医療費助成医療証を交付されていた児童がなくな られた場合、その児童の医療証は死亡日の翌日をもって失効 しますので、返納してください。保護者が亡くなられた場合 は、変更手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 児童の保護者または対象 児童を監護・養育する方
	問い合わせ
必要なもの	子ども子育て支援課 手当助成係 ☎042-312-8652/8653
【変更手続きに必要なもの】 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成医療証 <input type="checkbox"/> 児童の保険証情報のわかるもの <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 ※ご世帯の状況により、その他の書類が必要になる場合があ ります。詳しくは子ども子育て支援課に事前にお問い合わせ ください。	

ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、変更手続き	
手続き詳細	期限
ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた方が亡 くなられた場合、その医療証は死亡日の翌日をもって失効し ますので、返納してください。	すみやかに
	手続き可能な人 児童の保護者または対象 児童を監護・養育する方
	問い合わせ
必要なもの	子ども子育て支援課 手当助成係 ☎042-312-8652/8653
【変更手続きに必要なもの】 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成医療証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 助成対象者全員の保険証情報のわかるもの ※ご世帯の状況により、その他の書類が必要になる場合があ ります。詳しくは子ども子育て支援課に事前にお問い合わせ ください。	

7 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き

医療券の返納

手続き詳細	期限
<p>養育医療券を交付していた乳児が亡くなった場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効しますので、返納またはハサミなどで細かくしてから破棄してください。</p>	なし
	<p>手続き可能な人</p>
	<p>乳児の保護者等</p>
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券	<p>子育て相談室母子保健係 ☎042-321-1801</p>

子どもが認可保育園を利用している

手続き

変更届の提出

手続き詳細	期限
<p>認可保育園を利用している児童の保護者が亡くなった場合、世帯の変更手続きのため、世帯構成変更届の提出が必要です。</p>	すみやかに
	<p>手続き可能な人</p>
	<p>児童の保護者</p>
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	<p>保育幼稚園課入園相談係 ☎042-312-8648</p>

7 子どもに関する手続き

学童保育所を利用している

手続き① 学童保育所入所変更申請書の提出

手続き詳細	期限
<p>学童保育所へ入所中、または申込み中の児童の保護者等が亡くなり、家庭状況が変更となった場合、学童保育所入所変更申請書の提出（電子申請可※）が必要です。</p> <p>※国分寺市HPページ番号「1033687」</p>	すみやかに
	<p>手続き可能な人</p> <p>保護者等</p>
必要なもの	問い合わせ
なし	<p>子ども子育て支援課 児童館・学童保育係 ☎042-312-8650/8651</p>

手続き② 学童保育所退所届出書等の提出

手続き詳細	期限
<p>学童保育所入所中、または申込み中の児童が亡くなった場合、学童保育所退所届出書または学童保育所入所申請書取下げ届の提出（電子申請可※）が必要です。</p> <p>※国分寺市HPページ番号「1033687」</p>	すみやかに
	<p>手続き可能な人</p> <p>児童の保護者</p>
必要なもの	問い合わせ
なし	<p>子ども子育て支援課 児童館・学童保育係 ☎042-312-8650/8651</p>

9 税金に関する手続き

税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に関する手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方の税金の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書の裏面に記載の納付場所で納付をしてください。納付が必要かどうか判断に迷う場合は、納税課までお問い合わせください。	納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 納付書	納税課収納係 ☎042-325-0123

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ
なし	納税課納税管理係 ☎042-312-8624

9 税金に関する手続き

市内に未登記家屋を所有していた

手続き 未登記家屋名義人変更届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が未登記家屋を所有していた場合は、未登記家屋の名義変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 該当家屋の相続人
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書または遺言書（公正証書または裁判所の検認のあるもの）の写し	課税課固定資産税係 ☎042-312-8621（家屋）

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 ※軽自動車税（種別割）は、4月1日現在、車両を所有している方に対して課税されます。所有者が亡くなられても課税されるため、処分をする場合は3月31日までに手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等原本）	課税課 ☎042-312-8619

9 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等原本）	課税課 ☎042-312-8619

※軽自動車（二輪を除く）、軽二輪・二輪の小型自動車の廃車や名義変更については、以下へお問い合わせください。

- ・軽自動車（二輪を除く）：軽自動車検査協会
☎050-3816-3104
- ・軽二輪・二輪の小型自動車：東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所
☎050-5540-2033

12 見舞金に関する手続き

交通事故により亡くなられた

手続き

東京都市町村民交通災害共済に加入されていた方の手続き

手続き詳細	期限
東京都市町村民交通災害共済に加入され、交通事故が原因で1年以内に亡くなられた方の遺族に見舞金を支給します。	交通事故が原因で死亡した日（交通災害を受けた日から1年以内）の翌日から2年間
	手続き可能な人
	亡くなられた方の親族
必要なもの	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 見舞金請求書 <input type="checkbox"/> 会員証 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書（人身事故） <input type="checkbox"/> 死亡診断所（死体検案書）の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄本原本 <input type="checkbox"/> 住民票原本等	交通対策課 ☎042-312-8671

MEMO